

## 別紙

### 健康日本21推進全国連絡協議会 健康日本21(第二次)普及啓発モデル事業実施要綱

#### (目的)

この要綱は、健康日本21推進全国連絡協議会 会員団体(以下「会員団体」という。)が、当協議会の設立趣旨に則り、かつ、活動基本方針を具現化するための事業の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

#### (事業)

この事業は、毎年度、会員団体より事業の公募を行い、公募の中から事業を選定する。

#### (審査)

会員団体は、別添の申請書により応募するものとし、応募のあった事業の審査は、企画部会が行う。審査結果は、幹事会に報告のうえ、決定は、会長が行う。

#### (対象となる事業)

- 1) 市民向け講演会
- 2) 専門家育成研修
- 3) 広報資料
- 4) 学術学会

\* オンラインでの実施も可

#### (財源)

この事業の財源は、当協議会の会費を原資として、事業を実施する。なお、財源が不足している場合には、当該会員団体の自己財源、または参加料・受講料等の収入や協賛金で補完するものとする。

#### (実施条件)

- ・対象となる事業の1)～3)においては、スライド・配付資料等において、健康日本21(第二次)の概要、目標値などを必ず記載する。
- ・対象となる事業の4)においては、スライド・配付資料等において、健康日本21(第二次)の目標値達成や次期計画(第三次)の推進に関連するエビデンスを集積する。
- ・各事業の実施にあたり健康日本21のシンボルマーク、キャッチコピーを使用して広報(募集チラシ等)や各資料を作成するとともに当該会員団体が、健康日本21推進全国連絡協議会の会員である旨を明記する。
- ・事業終了後は、実施結果を概要として書類化(PDFファイル化)し、事務局に提出するとともに、当該年度の総会において発表するものとする。

(その他)

- ・事業の実施にあたり、この要綱に定めていない事項について必要な事項は、企画部会において検討し、会長が決定する。
- ・この要綱の改廃は、幹事会において行う。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別添

令和 年度  
健康日本21推進全国連絡協議会  
健康日本21(第二次)普及啓発モデル事業  
申請書

会員団体名

事業名	
実施目的	
実施概要	
健康日本21(第二次) 普及啓発の具体的な 内容／健康日本21(第 三次・仮称)への寄与	
事業の予算規模 (総額:単位は万円)	万円
その他	